

原子力空母航行等禁止請求訴訟につき、 誠実かつ公正な裁判を求める請願署名

最高裁判所第1小法廷裁判官 金築誠志 山浦善樹 櫻井龍子 横田尤孝 白木勇 様

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により東電福島第1原発では炉心溶融、水素爆発による建屋と格納容器、圧力容器の破壊、原子炉と使用済燃料からの大量の放射能の放出という深刻な原子炉事故が発生しています。

原子力空母の原子炉事故が地震等が誘因となって横須賀で起これば、周辺165kmの首都圏の住民は生命身体に重大な被害を受け、百万人以上が死傷すると指摘されています。

にも係わらず、国は現在全く事故への安全対策をとらないノーチェックの状態です。

この裁判の判断は、今後の私達の安全を、原子炉事故等の危険から守る為の足がかりとしても、極めて重要です。従って、私達は貴裁判所に以下を請願いたします。

- ① 放射能事故の危険から港湾の安全をまもるための港則法37条の2の規定が、非常事態では、日米地位協定5条によって、米原子力空母にも適用されるから、裁判所は原子力空母の航行禁止を命令しうる点につき、きちんと判断して下さい。
- ② 原子力艦寄港についてのエード・メモワールが、その具体的交渉経緯に鑑みて、日米間の合意と言えるから法的拘束力があり、その違反に対しては日本政府がチェック、是正を求めうる点につき、きちんと判断して下さい。
- ③ 原子力空母が、大地震等によって原子炉事故を起こせば、首都圏に住む私達が、生命身体財産上受忍しがたい被害を被るから、浚渫水域の航行を禁止すべき、ないし現在のノーチェック体制を是正すべき点につき、きちんと判断して下さい。

住 所	氏 名

集約先 横須賀市大滝町1丁目2番地清水ビル3階 横須賀市民法律事務所

電話 046-827-2713 FAX 046-827-2731